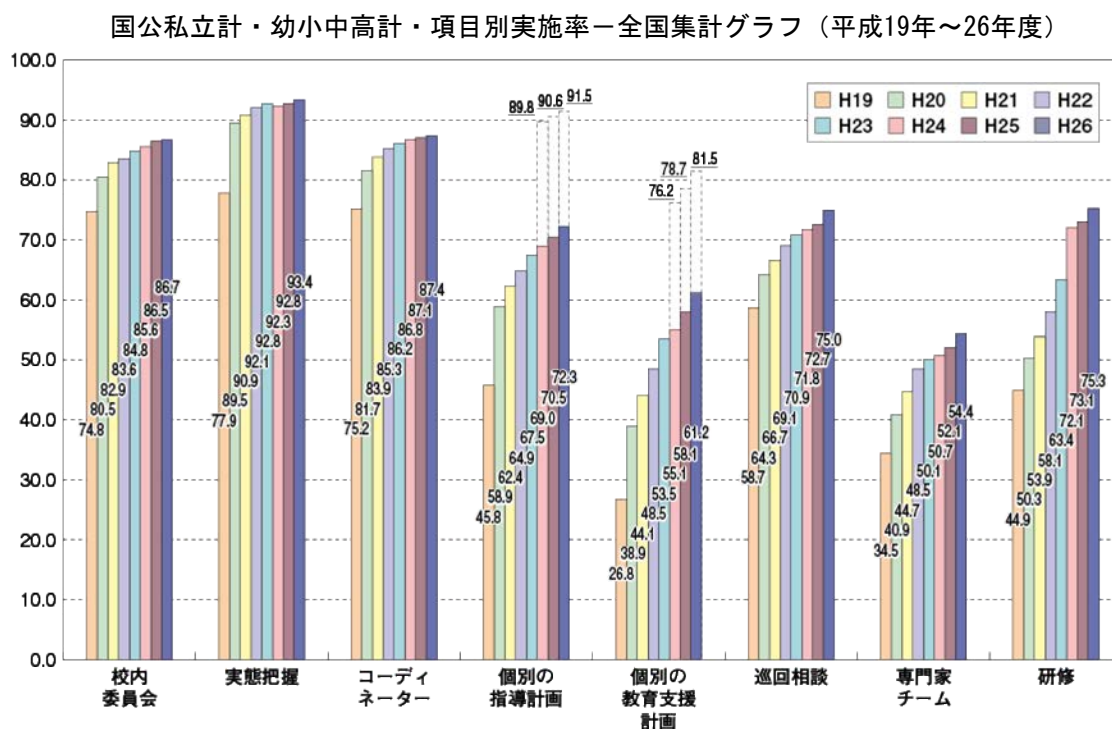
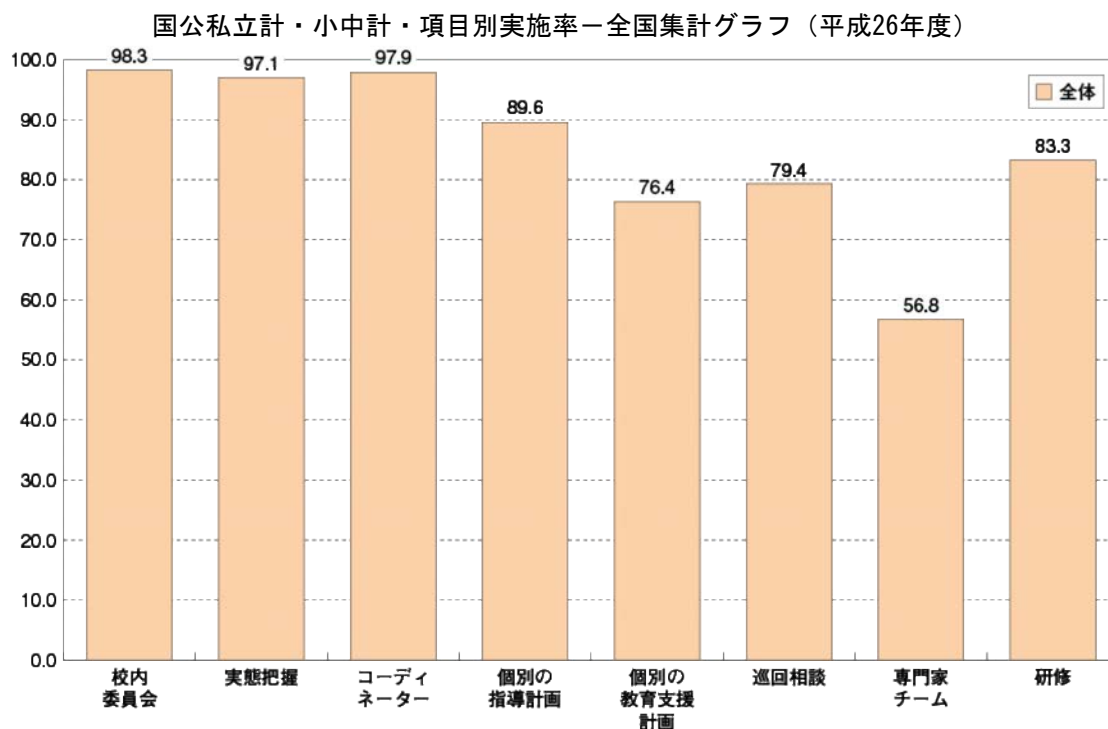


■ 図表4-1 学校における特別支援教育体制整備状況



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

資料：文部科学省

図表4-2

<h2 style="text-align: center;">○インクルーシブ教育システム構築事業</h2> <p style="text-align: right;">平成26年度予算額 1,324百万円 (平成25年度予算額 1,258百万円)</p>	
<p>改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。さらに、引き続き医療的ケアのための看護師配置等を行う。</p>	
就学期以前	小・中学校
<p>◆早期からの教育相談・支援体制の構築 (40地域・早期支援コーディネーター約120人の配置)</p> <p>・特別な支援が必要となる可能性のある子供及びその保護者に対し、早期から情報提供や相談会の実施等に取り組み、障害のある子供一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定する。</p> <p>市町村 </p> <p>都道府県 </p> <p>早期支援コーディネーター <実践イメージ> ○早期からの情報提供 ○相談会の実施 ○就学移行期等の支援</p> <p>保護者・子供 円滑な就学</p>	<p>◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業 (65地域・合理的配慮協力員約130人の配置)</p> <p>・幼・小・中・高におけるインクルーシブ教育システム(通級による指導等の活用を含む)の実現に向けた合理的配慮の調査研究を実施。</p> <p>・小・中において、インクルーシブ教育システムを特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。</p> <p>・特別支援学校と小・中・高において、インクルーシブ教育システムを特別支援学校と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。</p> <p>・インクルーシブ教育システムを域内(市町村又は複数の市町村)の教育資源(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)を活用する形で追求する。</p> <p style="text-align: center;">↓ 取組の収集・蓄積</p> <p>◆インクルーシブ教育システム構築データベース(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)(運営費交付金に計上) ・合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムに先導的な取組を実施している拠点地域・学校での取組についてデータベースを整備し、普及促進と共有化を図る。</p> <p>◆「合理的配慮」普及啓発セミナーの開催(文部科学省・6ブロックで実施) ・市町村教育委員会や学校関係者に対して、合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による、就学準備の円滑化を図るため、セミナー等を開催。</p>
<p>◆就学奨励費の支給対象拡大 (特別支援教育就学奨励費負担率に計上)</p>	<p>・就学奨励費の支給対象を拡大し、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の就学を支援する。</p>
<p>◆医療的ケアのための看護師配置(約330人)</p>	<p>・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子供に対応するため看護師を配置する。</p>
<p>◆特別支援学校機能強化モデル事業 (36地域・ST,OT,PT,心理等の専門家等約720人の配置)</p>	<p>・複数の特別支援学校が連携し、機能別等の役割分担をしながらセンター的機能の機能強化を図る。都道府県・指定都市教育委員会は、そのために必要な専門家(ST,OT,PT,心理等の専門家等)を特別支援学校等に派遣する。また、キャリア・職業教育、ICT・AT活用など今日的課題への対応も行う。</p> <p>・視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱について、各県ごとの教育資源が少数しか存在しないことから、広域的な取組を促すことにより、専門性向上も含めた体制整備を促進する。</p>

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)

<h2 style="text-align: center;">インクルーシブ教育システム推進事業費補助</h2> <p style="text-align: right;">平成28年度予算額 1,001百万円(新規)</p>	
<p>障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、都道府県等が、①特別支援教育専門家等(早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、外部専門家、看護師)の配置、及び②連携協議会及び研修による特別支援教育の体制整備をする場合に要する経費の一部を補助する。</p>	
<p>I 特別支援教育専門家等配置</p> <p>①早期支援コーディネーター ・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行う。(94人)</p> <p>②合理的配慮協力員 ・各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実践に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。(282人)</p> <p>③外部専門家 ・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。(428人)</p> <p>④医療的ケアのための看護師 ・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。(1,000人)</p>	<p>II 特別支援教育体制整備の推進</p> <p>①特別支援連携協議会 ・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。</p> <p>②研修 ・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。 ・担当教員としての専門性の向上のための研修。</p>

補助率: 1/3 補助対象者: 都道府県・政令指定都市・中核市(市区町村は間接補助)

資料: 文部科学省